

運営規程（内規）

1. 参加資格（二重登録の禁止）

（1）岐阜県クラブバスケットボール連盟の規約及び注意事項に違反する者は、登録抹消等を含む応分の処置をします。

2. 棄権チームの取り扱いについて

（1）無届けにて試合を棄権した場合

向こう1年間岐阜県クラブバスケットボール連盟主管の大会には出場出来ない。
新規登録のチームであっても、その選手が無届けにて試合を棄権したチームに所属していた場合は、賞罰委員会において審議し、常任理事会にて承認された処置を適用する。
コート主任・オフィシャル・帯同審判についても の対応と同様の取り扱いをします。
ただし、事実関係を確認し情状酌量の余地があるとみとめられた場合は、賞罰委員会において審議し、常任理事会にて承認された処置を適用する。

（2）事前に届け出て試合を棄権した場合

岐阜県クラブバスケットボール連盟主催及び主管する次大会に参加させない場合がある。

次大会とは、原則として出場を棄権した同大会とする。

棄権理由に情状酌量の余地が認められる場合は、賞罰委員会において審議し、常任理事会にて承認された処置を適用する。

（3）事前に届け出て試合を棄権する場合でもコート主任・オフィシャル・帯同審判は行う。

オフィシャルは3人以上出す。

出来ない場合は上記（2）に準ずる。

3. 罰則の適用について

（1）連盟の資質を問われるような行為等があったと思われる場合は、賞罰委員会において審議し、常任理事会にて承認された処置を適用する。

（2）その処置はチーム、選手ともおおむね次の通りです。

登録抹消

出場停止

厳重注意（始末書（顛末書）の提出を含む）

（3）オフィシャルは決められた時間、試合の開始時間に間に合わない場合は棄権とみなします。

4. その他

この運営規程（内規）は、常任理事会の協議により決定し、改廃する場合も同様とする。

平成9年3月10日より実施

平成21年2月24日一部改正